

平成 22 年 8 月 26 日

報 道 機 関 様

明和町

担 当 産業課（企業誘致商工観光係）

連絡先 0 5 9 6 - 5 2 - 7 1 3 8

発表事項 明和町消費生活相談事業について

内 容 明和町では、住民の消費生活に関する苦情や相談について、適切かつ迅速に対処するため、明和町消費生活相談事業として消費生活相談員を配置し、住民の利益の擁護及び推進を図ります。

事業詳細 明和町消費生活相談実施体制（別紙）
明和町消費生活相談事業実施要綱（案）

問合せ先 明和町役場産業課企業誘致商工観光係（ : 0596-52-7138 ）

なお、本事業につきましては予定であり、9月議会において承認を得てからの実施となることを申し添えます。